

社援発0630第1号
平成26年6月30日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局長
（公印省略）

「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」の一部改正について（通知）

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「通知」という。）においてお示ししているところである。

今般、生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）の施行により、平成26年7月1日から新たに就労自立給付金制度が導入されることとなることに伴い、通知を別紙のとおり改正し、平成26年7月1日から適用することとしたので、御了知の上、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。

(別紙)

○ 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について

改正後	現行
<p style="text-align: right;">社 発 第 3 8 2 号 昭 和 2 9 年 5 月 8 日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生省社会局長</p> <p style="text-align: center;">生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、貴職におかれても遺漏なきを期しておられることと存ずるが、今般その取扱要領並びに手続を左記のとおり整理したので、了知のうえ、その実施に万全を期せられたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一 生活保護法(以下単に「法」という。)第一条により、外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて左の手続により必要と認める保護を行うこと。 但し、保護の申請者又はその世帯員が急迫した状況にあるために、左の各号に規定する手続を履行する暇がない場合には、とりあえず法第十九条第二項或は法第十九条第六項の規定に準じて保護を実施し、しかる後左の手続を行つて差し支えないこと。 (1) 生活に困窮する外国人で保護を受けようとするものは、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)に基づく在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号。以下「入管特例法」という。)に基づく特別永住者証明書に記載された当該生活困窮者の住居地を管轄する保護の実施機関に対し、申請者及び保護を必要とする者の国籍を明記した保護の申請書を提出するとともに有効なる在留カード又は特別永住者証明書を呈示すること。 (2) 保護の実施機関は前号の申請書の提出及び在留カード又は特別永住者証明書の呈示があつたときには申請書記載内容と在留カード又は特別永住者証明書の記載内容とを照合して、申請書記載事項の確認を行うこと。</p>	<p style="text-align: right;">社 発 第 3 8 2 号 昭 和 2 9 年 5 月 8 日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生省社会局長</p> <p style="text-align: center;">生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、貴職におかれても遺漏なきを期しておられることと存ずるが、今般その取扱要領並びに手続を左記のとおり整理したので、了知のうえ、その実施に万全を期せられたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一 生活保護法(以下単に「法」という。)第一条により、外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて左の手続により必要と認める保護を行うこと。 但し、保護の申請者又はその世帯員が急迫した状況にあるために、左の各号に規定する手続を履行する暇がない場合には、とりあえず法第十九条第二項或は法第十九条第六項の規定に準じて保護を実施し、しかる後左の手続を行つて差し支えないこと。 (1) 生活に困窮する外国人で保護を受けようとするものは、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)に基づく在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号。以下「入管特例法」という。)に基づく特別永住者証明書に記載された当該生活困窮者の住居地を管轄する保護の実施機関に対し、申請者及び保護を必要とする者の国籍を明記した保護の申請書を提出するとともに有効なる在留カード又は特別永住者証明書を呈示すること。 (2) 保護の実施機関は前号の申請書の提出及び在留カード又は特別永住者証明書の呈示があつたときには申請書記載内容と在留カード又は特別永住者証明書の記載内容とを照合して、申請書記載事項の確認を行うこと。</p>

(別紙)

- (3) 前号の確認が得られた外国人が要保護状態にあると認められた場合には、保護の実施機関はすみやかに、その申請書の写並びに申請者及び保護を必要とする者の在留カード又は特別永住者証明書の番号を明記した書面を添えて都道府県知事に報告すること。
- (4) 保護の実施機関より報告を受けた都道府県知事は当該要保護者が、その属する国の代表部若しくは領事館(支部又は支所のある場合にはその支部又は支所)又はそれらの斡旋による団体等から必要な保護又は援護を受けることができないことを確認し、その結果を保護の実施機関に通知すること。

二 生活に困窮する外国人が朝鮮人及び台湾人である場合には前記(3)及び(4)の手続は、当分の間これを必要としないこと。

三 保護を受けた外国人が安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった場合には、当該外国人に対して法第五十五条の四第一項の規定に準じて就労自立給付金を支給すること。

四 本通知の運用指針は次の通りであるので、これが取扱について遺憾のないよう配慮されたいこと。

問一～問五 (略)

問六 法の準用による保護及び就労自立給付金の支給(以下「保護等」という。)は、国民に対する法の適用による保護等と如何なる相違があるか。

(答) 外国人に対する保護等は、これを法律上の権利として保障したものではなく、単に一方的な行政措置によつて行っているものである。従つて生活に困窮する外国人は、法を準用した措置により利益を受けるのであるが、権利としてこれらの保護の措置を請求することはできない。日本国民の場合には、法による保護等を法律上の権利として保障しているのであるから、保護等を受ける権利が侵害された場合にはこれを排除する途(不服申立の制度)が開かれているのであるが、外国人の場合には不服の申立をすることはできないわけである。

なお、保護等の内容等については、別段取扱上の差等をつけるべきではない。

問七～問一〇 (略)

- (3) 前号の確認が得られた外国人が要保護状態にあると認められた場合には、保護の実施機関はすみやかに、その申請書の写並びに申請者及び保護を必要とする者の在留カード又は特別永住者証明書の番号を明記した書面を添えて都道府県知事に報告すること。
- (4) 保護の実施機関より報告を受けた都道府県知事は当該要保護者が、その属する国の代表部若しくは領事館(支部又は支所のある場合にはその支部又は支所)又はそれらの斡旋による団体等から必要な保護又は援護を受けることができないことを確認し、その結果を保護の実施機関に通知すること。

二 生活に困窮する外国人が朝鮮人及び台湾人である場合には前記(3)及び(4)の手続は、当分の間これを必要としないこと。

(新設)

三 本通知の運用指針は次の通りであるので、これが取扱について遺憾のないよう配慮されたいこと。

問一～問五 (略)

問六 法の準用による保護は、国民に対する法の適用による保護と如何なる相違があるか。

(答) 外国人に対する保護は、これを法律上の権利として保障したものではなく、単に一方的な行政措置によつて行っているものである。従つて生活に困窮する外国人は、法を準用した措置により利益を受けるのであるが、権利としてこれらの保護の措置を請求することはできない。日本国民の場合には、法による保護を法律上の権利として保障しているのであるから、保護を受ける権利が侵害された場合にはこれを排除する途(不服申立の制度)が開かれているのであるが、外国人の場合には不服の申立をすることはできないわけである。

なお、保護の内容等については、別段取扱上の差等をつけるべきではない。

問七～問一〇 (略)